

利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会
第 1 回会合 議事要旨（案）

1. 日時 平成 21 年 4 月 9 日（木）13:00～15:00
2. 場所 総務省 10 階 総務省第 1 会議室
3. 出席者（敬称略）
 - 構成員
相田構成員、岡村構成員、木村構成員、清原構成員、國領構成員、長田構成員、野原構成員、藤原構成員、別所構成員、堀部構成員、松本構成員、
（欠席：桑子構成員）
 - オブザーバー
國井内閣府個人情報保護推進室長
 - 総務省
桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、
淵江事業政策課長、二宮消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、
岡村消費者行政課課長補佐、大内消費者行政課課長補佐、
室橋消費者行政課課長補佐、村田消費者行政課課長補佐
4. 議事
 - (1) 開会
 - (2) 総合通信基盤局長挨拶
 - (3) 構成員の紹介
 - (4) 開催要項（案）について
 - (5) 座長の選出及び座長代理の指名について
 - (6) 研究会の公開について
 - (7) 議題
 - (ア) 利用者視点を踏まえた ICT サービスに関する諸問題について（事務局）
 - (イ) 個人情報保護ガイドラインの見直しについて（事務局）
 - (ウ) 今後の進め方について（事務局）
 - (8) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

- (2) 総合通信基盤局長挨拶
桜井総合通信基盤局長から挨拶があった

(3) 構成員紹介

(4) 開催要綱（案）について

資料1に基づき、本研究会の開催要綱について事務局から説明を行い了承された。

(5) 座長の選出について

資料1の開催要綱に基づき、堀部構成員が選出された。

(6) 座長代理の指名について

資料1の開催要綱に基づき、堀部座長から相田構成員が指名された。

(7) 研究会の公開について

資料2に基づき、本研究会の公開について事務局から説明を行い了承された。

(8) 議題について

(ア) 利用者視点を踏まえたICTサービスに関する諸問題について（事務局）

資料3に基づき、事務局から説明し、これに関して以下のような言及がなされた。

- インターネット地図情報サービスについては、いくつかの自治体から地方自治法第99条に基づく意見書が出されているが、意見書を出していない自治体でも、同様の懸念点を認識しているところはあると思われる。一方、身体に障害のある方が、このサービスを通じて諸外国の風景を楽しむことができる等のメリットを評価する声もあり、個人情報保護やプライバシー保護の観点と、新たなサービスの利点についての調和・バランスを考えていくことが必要であり、このような研究会はとても有用と考える。

違法音楽配信については、10代後半について違法サイトの利用が多いという説明があったが、違法であるということ認識しているのか否かが重要なポイントだと思う。違法音楽配信については、配信やダウンロードそのものの問題と、リテラシー向上をどう進めていくかという2方向から考える必要があると思う。

- 青少年の認識については、違法サイトであるという認識はそれほどなく、単純に、無料で音楽を手に入れられるという認識で利用しているのだと思われる。現在国会に提出中となっている著作権法の改正が行われた際には、そのようなサイトからのダウンロード行為自体が違法となり、違法性の認識がないまま違法行為を行うことになるので、その際は周知なり、注意が必要と認識。

- 柔軟なサービス展開を進めるとともに、秩序について一定の整理を行っていくべき。青少年が無意識に違法サイトの利用者になり、違法行為に荷担するのを防がなければならない。この研究会によって整理がなされ、具体的で有効な提案ができることを期待。
- 情報通信の光と影ということで、様々な諸問題が発生していると思うが、インターネット地図情報サービスとライフログ活用サービス、個人情報保護ガイドラインの見直しの3項目は、個人情報保護と親和性の高い問題であり、違法音楽配信については若干色彩の違うものとなっている。今後、そのグループで検討されてはどうか。
- 資料5で後ほど説明させていただくが、インターネット地図情報サービス、違法音楽配信、ライフログ活用サービスの3項目については、今後WGを立ち上げ検討していきたいと思っている。親会の中でご指摘いただいた観点で整理していきたい。
- P20の1行目に「ライフログは、利用者のネット内外の活動の記録が携帯端末等を通じて取得・蓄積された情報」とあるが、GPS機能以外はPC上でも取得可能で既にビジネスを展開していると思われる。PCと携帯端末を併せて検討するのであれば、「PC・携帯端末等」と明記したほうがよいと思われる。
- ご指摘の通り修正したい。
- 検討における役割分担が必要ではないか。サービスの利便性と諸権利の両立が必要であり、民間の立場や官の立場も様々だと思われる。誰がどこに責任をいどの部分の役割を担って、どこまでどういう手続きで踏み込むのか、役割分担が必要。
- 総務省が全て整理できるかという点、難しい問題があると思う。ただ、サービスや技術が発展する中で、様々な問題が発生しているので、総務省としてできる限りの整理をしていきたい。検討過程や取りまとめの際には、関係省庁とも連携しつつ進めていきたい。
- 通信の秘密については、総務省は抑制的であったほうが良いと思う。
- 従前より、通信の秘密は大変重要なものであると認識しているので。その立場で検討を進めていきたい。
- 今回のテーマはいずれも、大変難しいものだと認識。インターネット地図情報サービスやライフログ活用サービスについては、利用者視点でどう守っていくのが重要。また、違法音楽配信については、若年層の利用が多くなっているとのことだが、フィルタリングサービスの普及によってどの程度防げるようになるのか。また、民間や国など、様々な関係者と検討を行っていくことが大切ではないか。特に通信の秘密との関係については、国においても他の機関や民間とも協力して進めていくよう期待。

- フィルタリングサービスを設定すれば、そうした違法音楽配信サイトへのアクセスを制限することができることから、効果があると思われる。

(イ) 個人情報保護ガイドラインの見直しについて（事務局）

資料4に基づき、事務局から説明し、これに関して以下のような言及がなされた。

- 2ページ目の論点にあるように、プライバシーポリシーの中でも、特に「委託処理の透明化」という部分に注目している。この論点に賛同したい。併せて、7ページ目の論点3だが、ガイドラインの共通化によって、質を下げた平準化になるということは避けなければならないと思う。従前どおり、高い水準の中で質の担保と電気通信事業等々に関する個人情報の保護に求められている部分を守っていただければと思う。
- ガイドラインのどの部分をどう改正していくのかということを示されたほうがわかりやすいと思う。
- 改正の方向性としては資料の通り。具体的な条文案等については、次回以降提示し、ご提案したい。
- 10ページ目の「その他」の部分で、現時点で想定しているものというのがあるのか？
- 現時点で想定しているものはない。検討の中で何か出てくれば併せて検討していきたいという意味。

(ウ) 今後の進め方について（事務局）

資料5に基づき、事務局から説明し、これに関して以下のような言及がなされた。

- 「利用者」とは、どのレベルの利用者を想定しているのか。初心者がどういう部分に注意すればいいのかがわかると、かなりのトラブルが防げると思う。利用者は初心者になればなるほど、不安感が大きいものなので、そういうものが払しょくできるような研究会にしていってほしい。
- ご指摘の通り、利用者にも様々あると思う。まずは最先端の技術を整理した上で実際に使用される利用者の方々がうまく利用できるようになるのかを併せて検討していきたい。
- インターネット地図情報サービスは、問題になっているのは、実際にサービスを利用している者ではなく、そのサービスに利用されているほうだと思う。プライバシーの問題の場合、利用される側の問題を中心に考えていかなければならないと思う。
- サービスの利便性や将来性と法や諸権利とのバランスが重要。利用者視点とは言うが、それのみではなく様々な視点から、関係者間の調整をとっていける研究会にしたい。

- インターネット上の問題というのはボーダレス。今回、特に一次提言までには難しいかもしれないが、元来、我々が所管していた部分以外の方々との付き合い方が重要になってくる。その部分の調整にも期待したい。

以上